

## 〔事案 25-51〕 転換契約無効請求

・平成 25 年 11 月 27 日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、転換契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 16 年 10 月、定期保険特約付終身保険から利率変動型積立保険に契約転換したが、以下の理由により、転換契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から、68 歳で死亡保障が無くなるとの説明は受けていない（終身保険だと思っていた）。
- (2) 本契約の設計書・保険証券・ご契約のしおり一約款を受け取っていない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) (本契約の設計書ではないものの) 申立人が提出した設計書 (契約概要) に「死亡・高度障害保障」として「2,500 万円 (68 歳まで)」「0 万円 (80 歳まで)」と保障期間が一見してわかるよう記載されている。
- (2) 募集人より平成 16 年 9 月に 2 回にわたり、複数の設計書をもとに申立人に保険内容の説明・提案を行っており、募集人が十分な説明を行った上で、申立人は自らの意思にもとづき契約したものである。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定 (外国) 生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

#### 1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、転換後契約の死亡保障は、実際には保険期間が 68 歳で終了する定期保険であるのに、保険期間は終身であると誤信していたことを内容とする要素の錯誤 (民法 95 条) にもとづき転換契約の無効を主張するものと判断する。

#### 2. 設計書等の交付について

申立人は、設計書等を交付されていないと主張しているが、理論的には、そのこと自体が転換契約を無効とするものではないうえ、以下のとおり、これらの書類は申立人に交付されているものと強く推認できる。

- (1) 経験則上、これらの書類は保険会社から契約者に対して確実に交付されており、本件においても、特段の事情のない限り、申立人に交付されたものと推認することが相当であり、この推認を覆すに足る特段の事情は見出せない。
- (2) 申立人自身が署名捺印したことには争いがない契約申込書には、「ご契約のしおり一約款」、「特に重要な事項のご説明」、「転換比較表」等を受領した旨の申立人の捺印が存在している。
- (3) 設計書については、申立人が募集人に対して転換後契約の内容に関する要望を述べ、こ

れに応じて募集人が複数回にわたって設計書を作成交付していた事実が認められる。

### 3. 要素の錯誤について

以下の事実を総合考慮すると、募集人は、転換後契約の死亡保障が定期保障であることについて募集資料を使用して説明していると推認され、この推認を覆すような特段の事情は窺えない。したがって、仮に申立人が主張するような錯誤に陥っていたとしても、動機の錯誤に過ぎず、募集人に表示されていないうえ、そのような錯誤に陥ったことについて、申立人には重大な過失があると言わざるを得ないことから、要素の錯誤による無効を認めることはできない。

- (1) 設計書には、「転換比較表」および「ご提案内容の明細表」が含まれており、転換後契約の死亡保障が定期保険である旨が明記されている。また、申立人は、上記転換比較表や明細表に蛍光ペンでマークを付しながら、募集人から説明を受けたことを認めている。
- (2) 申立人は、前述のとおり、募集人に対して転換後契約の内容に関する要望を述べ、これに応じて募集人が複数回にわたって設計書を作成交付していたことが認められる。これは、申立人には、設計書を検討する機会も意思も十分あったことを裏付けるものである。
- (3) 転換後契約の申込書に記載されている契約内容をみると、保険期間・保険料払込期間が「終身」と印字されている「主たる保険契約」の「保険金額」は「0円」と印字され、保険期間・保険料払込期間が「10年」と印字されている「定期保険特約」の「保険金額」は「2,200万円」と印字されている。
- (4) 申立人は、事情聴取において、転換後契約について、募集人が終身保障はそのまま残るとか、終身保険が付いていると説明したわけではなく、過去の保険が終身保険であったことから、転換後契約の死亡保障も終身であると思いついていたことを認めている。